

外國會社清算に關する一考察

—ロシヤ會社清算を手懸りとして—

岡本善八

一序論

- 二 ロシヤ會社清算の準據法
- 三 各國における清算の特異性
- 四 清算の國際的効力
- 五 外國債權者の待遇
- 六 残餘財産の分配

—

およそ外國會社は國際的投資或いは國際的營業活動とは必至的關連を持つものであり、それが法的問題として論議せられる背後には、資本主義的先進國の會社がその後進國において營業所を設置するという形態をとると、後進國の會社に株式・社債を通じて投資せられるという形態をとるにせよ、資本主義的先進國の資本のその後進國に對する進出という經濟的背景が存することが多い。然るに現下の世界狀勢は、西歐的民主主義とソ連的民主主義の顯著なる對立によつて特色付けられると共に、西歐民主主義圈内に於ける後進國の先進國に對する依存性

の脱却としう一つの紛争の根源をもつてゐる。この意味においては外國會社についての法理論も資本主義的定期を前提とする解明に終止せず、政治的變動との關係において生ずる諸問題點を考察することも無意味ではないと考えるのである。こゝで究局的に意圖する目的も、後進國の會社に相當の投資を行ひ、或はこれと密接な取引關係にあつたのち、後進國にあり勝ちな政治的變動によつて會社の實體が消滅した場合、これが自國民にとつていかなる法律問題を生ぜしめるかに存するが、然しこのような問題についての法理論の構成は、到底形式理論の展開のみでは充分な解決をもたらし得ないものであるから、こゝではかかる問題點の解決よりも、ソヴィエト革命當時のロシヤ會社についての諸國の判例を通じて問題點の所在を究明することを差し當つての目的としたいのである。⁽¹⁾

II

一國において革命その他の政治體制の變動が生ずる場合には、その國所在の會社が外國に逃避すること、特にそれが、他國資本による投資對象となつてゐる場合に投資國に逃避する可能性があることは、ロシヤ會社の國外亡命を通じて、既にさゝやかながら紹介の機會を持つたからこゝでは重複を避けるが、このロシヤ會社という外國會社が逃避した諸國においていかなる法的な取扱をうけるかについての第一の問題點はしうまでもなく、外國法人たるこの會社の存在は屬人法によるといふ國際私法上的一般原則によつて國有化法によるロシヤ會社の解散及び沒收といふ一種の清算を承認するか、或は公序法の適用によりこれを排斥するかの點にあつた。然しこれは別の機會に述べたように、諸外國の判決は國有化法によつてロシヤ會社の解散を認めるか否かについて別れる譯である。⁽²⁾而してこれを認めた國については清算が問題となることは當然であるが、然し法的にはその存續を

認めた國に於ても事實上或は國內法の規定によつて清算手續に入らざるを得ないというのが實情であつた。こゝでは從つて外國會社が政治的變動によつて解散せざるを得ない狀態に立ち至つた時、清算について生ずる法律的問題を逐次考察しよう。

フランス……に於ては、二つの場合が考えられたのであつたが、フランスに支店がないものについては唯だフランス法により清算の爲にのみ會社の存續が認められたのであるから問題はないが、フランスに支店をもつロシヤ會社と雖も資産の管理・債權回収の困難等の事實上の經營困難によつて清算手續に入つてゐるのである。然しこの場合裁判所は民一八七一條の類推とういような法的根據を明らかにすることなく、混亂狀態を停止せしめ得る裁判所の権限とか、公序維持のためといふような表現を用いてゐるにすぎない。かくてフランスでは約十のロシヤ會社の清算が行われたのであるが、清算手續についてはフランス法に準據すると共に、事實會社はその法人格に制限を受けるが、會社設立契約はその社員相互間を拘束するものであるとの觀點から可能な限りに於てロシヤ會社の定款を適用してゐるのである。

アメリカ……に於てはロシヤ會社は合法的な會社であるために當然に清算の問題は起らなかつたのであるが、然し重大な利害關係者によつて會社が正常な業務を行い得ないこと或は支拂停止の事實があることが申立てられるときは解散せしめられ清算に入つた。これはかかるロシヤ會社はアメリカ國內では合法的に活動し得るが、他國に於ては存在がないのであるから第三者の利益を害する點にその理由が求められている。⁽⁴⁾ 清算に關し適用せられた法律には一般商事會社と保險會社とにより異つてゐるのであつて、一般商事會社についてはロシヤ法を適用し定款の規定もロシヤ法により解釋すべきものとされてゐるのであるが、然しあメリカに於ては訴訟當事者が外國法の證明をなさぬ場合に於ては法廷所在地法によるという從來の原則によつてアメリカ法が適用せられてゐる例

も少くない。保險會社についてはこれと異なりアメリカ債權者保護のために各州の保險法特に一九〇九年ニューヨーク州保險法第六十三條を適用している

次に解散を認めた國に於ては當然に清算に附せられた。

イギリス……に於てはその法的根據は一九二九年五月十日法第三三八條に求められるのであつて三三八條⁽²⁾は「イギリス以外に於て設立せられ、イギリスに於て營業を行うものであつてイギリスに於ける營業を停止したものは、それが設立地國の法により解散したと存續せざるに至りたるとを問わず、本章の規定により未登録會社として清算せしめらる」とあり、更に「未登録會社の清算については登録會社の清算に關する規定が準用される」(1抄)ことが述べられてゐるのである、更に本條によるとかゝる未登録會社については任意清算及び裁判所の監督による清算は認められていないのであるから、ロシヤ會社については裁判所の命令による強制清算のみが適用されたのである。⁽³⁾このイギリス會社法の第三三七條以下の規定はロシヤ會社に關する紛爭を避ける意圖を以て補充された規定であるから、イギリスに關する限りその清算については何ら問題なく處理し得る譯であるが、たゞこれについては、成程この規定はロシヤ會社に關する解決を意圖したものではあるが、然し一九二九年以前に解散又は營業を停止してゐるロシヤ會社については適用し得ないとさう反対も成立し得るのである。然しこの點については判例は、この規定は從來の一八六二年及び一九〇八年會社法を變更したものでなく單に補充したものであるから一九二九年以前に解散したロシヤ會社にも適用し得るものと解してゐるのである。従つてロシヤ會社については強制清算(Winding-up by the Court)の規定即ち本法第五章第一六三條乃至一二四條が適用されるが、これはいはゞ會社の破産手續又はそれに準ずるものといふ得るのであつて、恰も破産手續に於て破産申立が場合に先づ管財官(Official Receiver)なる裁判所々屬の常設官吏が破産宣告後に於ける破産管財人

(Trustee) の選任に至るまでの間、臨時的に破産財産を管理する如く、強制清算の場合に於ても先づこの管財官(Official Receiver)が選定せられ(一七九條)多くの場合はこの管財官が假清算人となり正式の清算人が選任せられないかでは清算手續を行うのであって、正式の清算人が任命せられない場合はこの管財人が最後まで清算を行うこととなる(一八五條)である。⁽⁹⁾かくてイギリスに於ては清算人又は管財人によつて清算が行われたのであって、當然には取締役は介入しなかつたのである。

イスイス……に於ては一九二五年四月六日の連邦裁判所に於て初めて清算の問題は生じてゐるのであって、これはペテログラード國際貿易銀行のジュネーヴ支店に對し債權の支拂を請求した事件であるが、これに對し判決は「銀行がジュネーヴに有する財産は歸屬不明の財産であるから何人もこれを追求し得ない」として債權の回収は財産管理官廳の下に於て行わるべきであるとしているのである。更に一九二五年十一月廿六日の判例では前の判決趣旨を更に明白にし、ペテログラード銀行の資産は取締役會により管理せられてゐるが、會社が法的に存在しなくなつてゐるから取締役の管理は委任なき管理である。然るに民法三九三條に所謂「管理なき財産」(Fehlt einem Vermögen die Nötige Verwaltung)とは單に人が事實上占有しない財産のみならず、人がその管理すべき権利を失つた財産をも意味するのであるから、かかる事實が認められる限り財產管理制度 Die Beistandschaft に付せられるのは當然であると述べてゐる。又一九二五年七月十三日の連邦裁判所はこれとは異つた解決を示し、ロシヤ會社の資産についてはイスイス民法第五九三條以下の相續拋棄の場合の破産裁判所における清算の規定を類推適用してゐる。何れにしても會社自體が清算を行うのでなく、國家機關が干與する點に於て既に述べる如くイギリスにおける清算に類似する。

ドイツ……に於ては清算については判例は多く見出されないが、一九三〇年五月廿日の大審院判例は既に述べ

ましたように、ペテログラードに所在地を有する銀行の株主がベルリンに於て株主總會の全株主の議決により取締役を清算人として選任したのであるが、これに對して判決は、かかる株主の集團はロシヤ會社の存續せるものといふ得ないと同時に法によれば清算手續の開始は登記せられた清算人によらねばならぬことにより、かかる清算人の選任を無効としているのである。而らばドイツ所在の會社財產について國家機關の介入により清算は行われ得るのかという點が問題になるのであります。その點については明白に述べていないのである。更に一九三四年七月十一日の大審院判例は既に述べたようにイギリスにある取締役が、既にイギリス法により清算人が別に選任せられ清算手續に入つてゐるにもかゝわらず、ドイツ所在資産の請求を行つた事件であるが、これもロシヤ會社は既に不存在であることを理由として却下している。

次に中國及びポーランドはロシヤ會社の清算に關する特別法を制定することによりロシヤ會社の解散を認めると同時に清算手續を定めるという解決の仕方をとつてゐるのであつて、先づ

中國……に於ては民國十八年（昭和四年）即ち一九二九年に初めて會社法が制定されたのであるから當時は會社法の規定はなかつたのであるが、露亞銀行の清算のために一九二六年九月卅日法及び同年十月十七日の施行規則によつて清算手續を定めているのである。そうしてこれによる清算は財務大臣の監督下にある清算人により中國所在の會社資産についてのみ行われたのであつて、行政的清算ともいふべきものである。

ポーランド……に於ても、エストニヤ・リトワニヤ等の如くソヴィエトの隣接國であると共に舊ロシヤ領であつた諸國と同様、ロシヤ會社の清算についての特別法をもつてあり、ポーランドの一九二八年三月廿三日法によると、清算人は管轄大臣を代表する清算委員會により選任せられるのであるが、これもポーランド所在のロシヤ會社資産についてのみその清算に當つた。⁽³⁾

- (1) 本稿参照。Henri Perret, «La liquidation des "Sociétés Russes"», Etude de Droit Comparé, 1937. 及び Louis L. Jaffe, Judicial Aspects of Foreign Relations, 1933, 12章「Russia」。
- (2) 痴癡・「ローヤル金會社の法人化」(同志社法學第11號・第13號) 参照。
- (3) 並標本稿(同志社法學第6號)及び本稿末尾の表参照。
- (4) People by Beha v. Second Russian Insurance Co., 243 N. Y. 524, 154 N. E. 590 [1926]. Jaffe, ibid. p. 187.
- (5) Court of District of N. Y. (1934, Nov. 28)
- (6) Léon Bienaimé, Pierre Baudouin-Bugnet, Code des Sociétés Anonymes en Europe, 1938. Tome I, p. 493.
- (7) Chancery Div. 1932. Mar.
- (8) André Percerou Lois actuelles et projets récents en matière de Société par Actions, 1933, p. 329.
- (9) 斎藤洋川敏輝著『外國破産法』昭和十一年、株式会社。
- (10) Jean Streichenberger, Sociétés Anonymes de France et d'Angleterre, 1933, p. 212.
- (11) Hausner c. Banque Internationale de Commerce de Pétrograde.
- (12) Eugen uti, Schweizerisches zivilgesetzbuch mit Erläuterungen, 1911. S. 323.
- (13) Perret, ibid. pp. 85-111.

III

以上はヨーロッパの會社が各國に於て清算をした場合の経過及びその準備法について述べたのであるが、次にかゝる清算の各國相互間に於ける特異點を述べる。

ヨーロッパ……に於ては、會社清算の規定は、一般的の場合は始める清算手續が裁判所による清算、裁判所の監督による清算或は任意清算との如く並立的に規定してあるのではなく、原則として任意清算の形態をとる。

てゐるのであつて、この手續中に破産状態が見出される場合に法定清算或は破産手續が行われるという建前である。⁽¹⁾ ところでフランスに於てはロシヤ會社は事實會社としてその存續が認められていたのであるが、これを清算に附するについては、民法一八七一條、これは裁判所が株主の請求に基いて會社に重大な繼續し難い事由ある場合に解散判決を下し得るという規定であるが、この民法一八七一條というような明白な法的根據によつていないのであつて、裁判の公正な運營のためとか、可成りの無理な状態において存續する會社の存續を停止せしめることは公序よりして正當であるといふ條理によつて事實會社を解散せしめている。然しながらその清算については一應任意清算の形式をとり、先づ定款の規定に基き通常は取締役を清算人として選任し、定款の規定がなく株主總會の選任の決議が得られない場合又は定款の適用不可能の場合に於て裁判所が清算人を選任したのであるが、然し留意すべきことは、裁判所の選任によるにしても定款の選任によるにしても何れも一般の任意清算の場合と異なり裁判所の監督下におかれたことである。従つて形式的には任意清算の形式をとつてゐるが、實質的には法定清算に於いて裁判所により選任せられる補助清算人或は破算の場合における管財人の機能を加味してゐるわけであつて、法定清算及び破算の場合には債權者の利益を代表する補助清算人或は破算管財人が、會社の利益を代表する會社清算人と共同的に清算を行うのに對し、ロシア會社の場合には會社清算人は會社の利益と債權者の利益を共に同一人にして代表してゐるわけである。このような解決は恰もイギリス會社法における「裁判所の監督による清算」Winding up Under Supervision of the Court の制度を連想せしめるのであるが、既に述べた如くフランス人に於てはこれに當るような清算制度がないので、たゞ法に反しないといふような消極的理由よりかゝる解決がなされているのである。このようにフランスにおいてはロシア會社の清算にかなり破算と類似の状態を認めセーヌ商事裁判所の判決にあらわれてゐる用語によるも清算人は破算管財人と類似した法律上の地位にあ

るものと考えて居るのである。然し法的には破産手續に入るには裁判所の破算宣告を必要とし、又破算手續を避けるための法定清算に於ても取締役が支拂不能により裁判所に請求することが必要なのであるが、かかる方式がとられていないのみならず、ロシヤ會社はかなりの資産を持つていて支拂不能状態になかつたのであるから、矢張り本來の意味に於ける破産でも法定清算でもなく、従つて債權者集會は存在せず又清算人は債權者の請求に應じ逐次その支拂を行つたのである。

アメリカ……では一般商事會社と保險會社により異つて居るので、一般の會社についてはロシヤ會社は合法的存続として取締役により定款に基く任意清算を行つたのであるから、何ら問題はない。保險會社については保險法が適用され、保險監督官 (insurance commissioner) が會社財産の管理に當り、殘餘財産の分配について會社に資產が引渡されるのであつて、この保險監督官の地位については一九三四年の判例によると、手續法によつてその資格を得るところの衡平法上の管財人 (Equity Receiver) であるとせられて居る。⁽²⁾

ボーランド及び中國については既に述べたように特別法が制定されており行政的な清算を以て得る。

ドイツ……に於ては直接に清算が行われていないのであつて、たゞ一九三四年七月十一日の判例によつてイギリスの清算人に關して、會社の清算人はドイツ破産法における破産管財人に類似するものであることを述べて居るにすぎない。

イスラエルでは民法三九三條の財產管理制度によつて居るのであつて、この規定は「財產に必要な管理を缺く場合、後見監督所はその必要性を定め次の如き場合には管理人を任命することを要す」とし、その第五號に「社團或は財團に於て必要な機關を缺き且つ管理について他に管理方法が行われないとき」を擧げて居るのであり、又第四〇三條に「商企業・工企業その他之に類似するものについては、後見監督所はその清算或は繼續について必

要なる指示を與えねばならぬ」と定めたものであつて、ロシヤ會社の資産はかかる管理者なき資産として後見監督所に於てその清算が行われたのである。

イギリス……に於てはロシヤ會社の清算については自國會社の「裁判所による清算」の規定を適用してあるのであるから、イギリスに於けるロシヤ會社の清算の特殊性といふより寧ろイギリス法に於ける裁判所による清算制度の特殊性といふことになるのであるが、これを特にフランス法と比較するとイギリスに於てはこの清算制度がフランス法の如く會社が主體となつて清算を行ひ、從つて清算人は會社を代表するという建前でなく、寧ろ破産の場合と同様に會社自體の清算としてではなく、清算人が債権者の受託者として債権者のためにする資産配分手續といふ色彩が強さのであり、従つてフランスに於ては清算のための法人格を認めねばならぬような清算制度であるのに對し、イギリスではかかる會社の法人格を認めながらも充分資産の一體性が維持し得るような現實的な清算手續をもつてゐるに留意しなくてはならない。従つて國有化法の國際的効果としてロシヤ會社の法人格が存續するか否かといふ問題にねじり、その法人格がイギリスに於ては認められなかつたのに對し、フランスに於てはフランス法の見地からロシヤ會社の存在が認められてゐるのは、實はどうした清算についての法的觀點の相違と同様に體運をもつてゐるのだものである。

(一) Paul Pic, Des sociétés commerciales, 1925. Tome, I. p. 772.

(2) Nebolsine, The Recovery of the Foreign Assets of Nationalized Russian Corporations (1930) 39 Yale L. J. 1130., American Assets of Nationalized Russian Corporations, 1930 Hav. L. R. Vol. XLV. 1407.
(3) Jean Streichenberger, Sociétés Anonymes de France et d'Angleterre, 1933, p. 229.

次の問題點は清算の國際的効力即ち一國におけるロシヤ會社の清算の開始は他國の會社財産にいかなる影響を及ぼすかという點であるが、ロシヤ會社の清算については諸國の實際的な解決はこれに破産に類似した性質を認めてゐるのであるから、恰も破産宣告の國際的効力について二つの主義が認められるように清算の國際的効力についても理論的には二つの主義が區別し得るのではないかと一應考え得る。⁽¹⁾ その第一のものは普及清算主義（Universalprinzip）であつてこれは會社の所在地國に於て開始した清算は他國に對しても當然効力があり、外國所在の會社資産についても清算の効果が及ぶとするものであり、一會社一清算の制度を前提とするものである。第二の主義は屬地主義（Territorialprinzip）であつて一國に於ける清算開始はたゞその國內に於てのみ効力を有し外國所在の會社資産については別に當該國における清算開始を豫想するもので、一會社に數個の清算あることを認める主義である。然るに各國の判例による、イギリス・フランスでは自國に支店又は營業所がある時、アメリカに於ては自國に會社資産が所在するときはそれべく自國裁判所に清算に關する管轄を認めてゐるのであつて、ひとりベルギーに於ては自國に會社の主たる營業所ある會社についてのみ清算に關する管轄を認めてゐるのであり、更に諸國のうちベルギー及びフランスのみが清算に關する普及主義をとつてゐるのである。従つて實際的には清算の國際的効力が問題となるのはたゞフランスで開始した清算が在外資産についてその効力を及ぼしうるかどうかという場合のみであるが、然しこの場合も他國が屬地主義を採用している以上、事實上屬地主義をとると同様の結果に陥らざるを得ない。こゝに述べた所が清算の國際的効力を破産に準じて考察した結果なのであるが、然しこうして破産の國際的効力との關係に於てロシヤ會社の清算を論ずることには可成り疑問の餘地が

ある。といふのは、清算の普及主義と屬地主義との區別は破産の場合と同様、一個の人格者が數ヶ國にその財產を保有する狀態を前提としている區別なのであるが、然しロシヤ會社は之に當らないのであつて、その法的自體が、或は消滅し或は事實會社とせられ或は合法的會社として存續が認められるというようによつて各國によつて異つた把握がされており、國際的に統一的人格をもたず從つて一體的な資産をもたないのであつて、その結果統一的人格を前提とする破産についての二主義をロシヤ會社の清算についての理論付けとして用いることは不可能であり、換言すれば一見清算或は破産の二主義の區別と關連ありげに見えるロシヤ會社の清算についての多元性も實は各國における國內實體法の適用の結果であることを留意せねばならない。然しながらフランスに於ては、破産の普及主義の理論をロシヤ會社についても適用しているのであり、一九二六年十月一日のセーヌ商事裁判所の事件においては商事裁判所は露亞銀行に對して法定清算を命ぜると共にパリ支店のみならず全支店に對する清算人を任命し、フランスに於ける清算人にいわば普及的効力を付與したのであつて、一九二九年七月廿二日のパリの控訴審においても民法二〇九二條の『債務者は現に所有し又は將來所有すべきすべての動産不動産を以てその責に任ずる』という規定によつてロシヤ會社の財産の一體性を認めると共に清算の普及主義を認めたのである。然し之に對し同様に破産についての普及主義を認めているベルギーに於ては一九三四年十二月廿日のブラッセル民事裁判所判決に於て破産における普及主義をロシヤ會社の清算にも準用することについて反対しているのであつて、これによれば、『セーヌ商事裁判所は全くベルギー裁判所の觀點においては、單にフランスに於ける銀行支店又はフランスに於て一定の限度に於て舊會社を存續している事實會社の清算を命じたにすぎない。然し何れにしてもベルギーに於ては効果をもたない、何故ならば事實會社についてはすべての銀行の資産が事實會社に屬することは明らかでなく逆に積極財産の大部分は極東に所在し、且つ中國及びイギリスでは清算が行われている

ことが明白なのである。故にフランスの清算について特に優先性を認める必要はない。これらの清算はベルギー裁判所の見解では眞に銀行を代表するのではなく清算の開始された地域以外には及ばないのである》と述べているのであつて、このようにベルギーでは清算については普及主義をとるにも拘らずロシヤ會社の分裂状態に著目することによりフランスの清算手續の國際的効力を否認している。

- (1) 加藤正治博士「破産宣告ノ國際的効力」(『破産法研究』第一卷第三〇頁以下)
- (2) Trib., civ., Bruxelles, 20 décem're 1934.
- (3) perret, ibid. p. 128.

五

清算の第一の段階は債權の取立と債務の辨済の問題であるが、ロシヤ會社の場合その積極財産は外國所在の不動産或は外國人によりリーブル或はドルによつて支拂われるべき債權より成立してから、ロシヤ貨幣たるルーブルの下落によつて何ら影響を受けなかつたのであるが、消極財産は全く貨幣價値が下落したルーヴル支拂であつたから可成りの殘餘財産を残すことが可能な状態にあつた。従つて債權者の範囲を決定することが實際的に重要な意味を持つていたのである。然るに今この債權者について清算地國以外の他國債權者もこの清算に参加し得るか或は假に参加し得るとしても内國債權者との間に支拂順位に優劣がなさるべきかどうかの問題、特にソヴィエト債權者は之に参加し得るかどうかとくろ外國債權者の待遇の問題が考慮されねばならぬ。この場合ソ連自體に於てはソ連國有法の發展と共に債權關係を消滅せしめることが留意されるべき點であつて、先づ一九二一年十月卅一日法第二條は、司法機關に對し一九一七年十一月七日以前の法的關係を無効とし之を認めるなどを

禁止しているのであつて、これにより舊ロシヤ會社に對する債務者は債務を免除されていたのである。更に債權者についても同様の法が設けられてゐるのであつて一九一九年三月四日法は「國家に歸屬する設備は私人に對して國有化以前に發生した債務を免除せられる、但し勞賃はこの限りではない」と定めてゐるのである。こうした點を考慮して各國の判決學說を見ると、

イギリス……に於ては一九二九年會社法の第一六二條は強制清算に於ける債權の請求及び支拂については破産の規定を準用することを定めているのであり、一九一四年のイギリス破産法の趣旨は何ら國籍によつて差別していないのであつて、イギリスでは従つて債權者がソヴィエトに國籍を有すること、或は現にソヴィエトに住所を有することによつて差別されないものである。然しながらこの場合も當然に債權の存在を必要とするわけであるが、債權の効力については、イギリスでは原則として契約は契約地法を適用するが、然しその契約が全體として他國で履行せられる場合はその意思は契約履行地法によるものと推定してゐるから、當事者意思の自治を考慮しつゝ、その準據に對する當事者の意思も契約履行地法 (*lex loci solutionis*) と推定してゐるのである。これによつてロシヤ母國會社に對して有する債權は既に述べたように無効とされてゐるから、イギリスの清算に於ても認められてはならないのであるが履行地がイギリスであるものについては認められてゐるのである。例えば一九二九年四月の *Perry v. Equitable Life Insurance* 事件に於ては、「債權が最初からロンドンに於て回収し得るものである場合に於ては、國有化法の當時債權者がロシヤ人である場合に於てもソヴィエト法により何らの變更を蒙らない」と述べてゐる。一九三五年の *Russian Bank for Foreign Trade* 事件でも、ロシヤ所在のロシヤ銀行に對する契約はロシヤに於て履行されるべきものであり無効であるとしてゐる。尤も履行地法が、保険證券を無効とするから英國に於てその請求が認められないとするこの一般的な態度については例外がないこともないのだ、一

九二七年の *Buerger v. New York Life Assurance Co.*, 事件では、ソヴィエト法の解釋の任務を有する人民司法委員會が、保険證券の無効に關する法は、沒收法が及ばない外國に於て保険會社が資産をもつと共に適用しないと解釋してゐるところを理由としてその債權を認めてゐるようと思われる。

ドイツ……に於てはこの點については直接の判例はないのであるが、少くとも一部の理論はソヴィエト法を原則的に適用し、ソヴィエト政府をドイツに於けるロシヤ會社の資産回収及び債務支拂義務について會社の繼承者として認め、その結果ロシヤ會社の債權者は直接にドイツ所在資産に對し請求するを得ないとしてゐる。この理論は一九三〇年のベリヤ高等裁判所のとる所である。

イス……については既に述べた如く會社財産は後見監督所によつて財産管理されたいたわけであるが、イス裁判所の見解によるとロシヤ銀行の人民銀行との合併を沒收行為とみなさるべきものでないと述べると共に會社資產はソヴィエトに屬するものであるとふう理由によつて債權の行使を認めてゐる。

ポーランド及び中國……は特別法があるためにこの點明白であつて、ポーランドでは一九二八年法の第十五條によつてポーランド國民たる債權者のみがこの清算に參加し得ることを明示しており、更に中國については一九二六年九月法によつて國藉の如何を問わず中國支店との取引によつて生じた債權はその清算に參加し得ることが定められてゐる。

アメリカ……に於ては一般の會社については問題はないが、保険會社については若干の問題が生ずる。アメリカに於ては第一ロシヤ保険會社 (the First Russian Insurance Co.) 第二ロシヤ保険會社 (the Second Russian Insurance Co.) ヨーロー北保険會社 (the Northern Insurance Co. of Moscow) ムシャ再保険會社 (the Russian Reinsurance Co.,) モスクワ火災保険會社 (the Moscow Fire Insurance Co.) これら五つの保険會

社が清算せられたのであるが、この場合保険監督官に對する外國債権者の訴せ Appellate Division では認めていたが、控訴審に於てはその原則が覆えされ會社基金を取締役に引渡す前に保険監督官は數ヶ月管理し、アメリカ支店以外に於て發行された保険證書の所持人に請求の機會が與えられるべきことを述べてゐるのである。んのよう⁽¹⁾に債権者はその請求が認められると共に債権の効力については一般に舊ロシヤ法を適用し債権は消滅してしまふのと考へられてゐるのである。然しこの法理論は清算の問題を一應はなれても實際上考慮すべき問題を生じてゐる。それせ New York Life Insurance Company 及び Equitable Life Insurance Companies の場合で、これらの會社はアメリカの保険會社ロシヤに於て業務を営んでいた雖⁽²⁾一いつの會社やつたが、ロシヤに於ては發行した保険證券は約三萬五千であるとせられてゐる。これが一九一八年の保険國有法によつてロシヤ所在の會社資產を沒收され或はロシヤに於て發行せられた保険證券が無効とせられるに至つたのであるがム、一九二四年までは保険證券所有者はその債権を會社から回収し得る可能性があらんとには思ふ及ばなかつたのである。ところが一九二四年の Sokoloff 事件によつて、ペラログラードで預けた預金がアメリカで回収し得ることが明らかになつたため、會社は非常な多額の債務を負擔しなくてはならない事情に立ち至つたのであり、他面ロシヤ國內に所在する保険證券所持人については、ソヴェトに於て《Credit Bureau》としてゐる訴訟代理機關が設められ、之が回収額の 110%乃至 110% の手數料によつて取立行為を行つてゐたのである。一九二五年の Slosberg v. New York Life Ins. 事件はんのソヴィエトの機關を媒介せしめ避難民たる原告によつて直接に提起された事件であつたが、然しその保険約款には「この保険につき生ずる請求及び訴訟はペラログラード裁判所によつてのみ解決せらる」べきの規定があるために、會社側はこの約款によつて棄却するか或はロシヤに於て抗辯に必要な記録が入手出来るようになるまで訴訟の進行を停止すべきことを主張したのであるが、これに對して原告

は更にこの約款規定は訴訟がロシヤに於て提起される場合を前提としているものであることを主張しているのである。この點は、裁判所は會社がロシヤに於て訴訟當事者となり得ず且つロシヤに於て何ら資産をもたない場合にこの約款を適用するのは正當でないとして原告の主張を容れているのである。⁽⁵⁾ 會社は之に對して上訴すると共に州知事 (Smith) 及び立法機關に働きかけ一九二六年に「ロシヤルーヴルによつて支拂われるべき保険契約についての訴訟停止」に關する法律を通過せしめているのである。⁽⁶⁾ その趣旨はニューヨーク州に於ける裁判においては、ニューヨーク州法によつて組織された保険會社により一九一七年十一月十七日以前に締結せられた保険契約にしてロシヤルーブルにより支拂れるべき契約或は舊ロシヤ帝國內に於てその一部又は全部が支拂われるべき契約については、その訴訟はアメリカ合衆國政府によるロシヤ政府の法的承認後三十日經過するまでは停止せられるというのであつて、ニューヨーク一州丈でその保険會社の株主が約七十萬いたといわれて居るからこれは問題なく通過しているのである。一九二七年の上級審判決に於ては、會社の主張は、先づ保険契約はロシヤに於て締結されたものであつて、ロシヤの保険證券については特定の有價證券がその引當の基金としてロシヤに存在するのであるから本來これによつて支拂わるべきもので、國有化法による沒收はこの債務を免責したものと考えられる。たゞ米國の判例では未承認國の外國法は適用せられていないので、この未承認政策の豫期しない不幸な結果によりアメリカ國民が害せられることを救濟するために本法は施行されたのである……⁽⁷⁾ ところが、これに對して原告は契約は會社の全資産を引當とするものであり特にニューヨークに本店をもちニューヨークに資産を持つ會社については債務は免除されないのであり、又ソヴィエト法は承認のあると否とを問わずロシヤ以外に於ける債務を免除しないのであつて、その結果、事實上債權の救濟を拒否し債權を認めない訴訟停止法は違憲であると述べているのである。この結果裁判所は原告の主張を容れこの停止法を違憲としている。と同時にもし

アメリカによる承認があつた場合は國有化法は適用され得るかが問題となり得るのであるが、この點については判決は當然國有化法は適用されるので公序により排斥されないのであり從つて債權はその効力を失うことを述べてゐる。次に

フランス……内外債權者の待遇については、參加の平等と辨濟の順位の一いつの問題がある。先づ第一に外國債權者の請求を認めるか否かの點であるが、これについては原則として破産の普及主義を準用して内外すべての債權者の請求を認めてゐるのであり、ソヴィエト法の適用を公序により排斥している。たゞ判例によると露亞銀行の場合の如く中國及びフランスの兩國に於て清算が行われる場合に於ては中國の債權者は先づ中國の清算に参加していること或は清算に參加して全額の辨濟を受けていないことを立證しなければフランスの清算に參加し得ないことを述べてゐるのである。更に一九二七年三月廿八日のセーヌ商事裁判所では、ロシヤの資產はフランス清算人により回収され得ないという理由でソヴィエトの債權を認めない例があるが、控訴審たるパリ控訴院に於てはその請求の認められてゐる。更に第二の點である支拂順位であるが、これも理論上は平等に取扱つてゐるのであるが、事實上は若干の制約を受けてゐる。その事實上の制約の第一の點は舉證責任の問題である。フランス民法の一五一五條によると債權の發生については債權者に舉證責任があり他方債務の消滅については債務者に舉證責任があるのであるとして舉證責任の分配を定めている譯であるが、然しロシヤ會社の場合については、この原則は一九一七年以後に生じた債權即ちフランス事實會社に對する債權についてはそのまま認めるが、然し一九一七年以前の舊ロシヤ會社に對する債權者については債權のみならず債權の消滅即ち未だ辨濟を受けていないという點の舉證責任をも課してゐるわけで、債權關係が一度革命という混亂期を経過してゐることを理由として舉證責任の轉換を行つてゐるわけである。かくて遠隔地特にソヴィエト債權者の請求は事實上認められないことになるの

であつて、實際上フランスの清算に參加し得るのは一九一七年以後に於てフランス事實會社との取引より生じた債權及び一九一七年以前に於てロシヤ會社のフランス支店との取引によつて生じた債權のみが之に參加し得ることとなるのである。更に第一の點はロシヤ會社の清算は若干の點で破産に類似したものとして取扱われてゐるゝを知らば然し法的には任意清算の形式をもつてゐたのであるから、債權者集會はなくその請求に従つて順次支拂われたのである。事實上國內債權者に對し優利な取扱をするところの結果になるのである。

- (1) Takayanagi, English Commercial Acts, (昭和三年) p. 217.
- (2) Earl of Halsbury, The Law of England, (1909) vol. VI, p. 232.
- (3) Jaffe, *ibid.* p. 187.
- (4) Sokoloff v. National City Bank, 239 N. Y. 158; 145 N. E. 917 (1924).
- (5) Sliosberg v. New York Life Ins. Co., 125 Misc. 417; 211 N. Y. Supp. 270 (1925).
- (6) Law of 1926, c. 232, C. P. A. § 169-a.
- (7) Perret, *ibid.* p. 149. et seq.

六

最後は殘餘財產の問題であるが、ロシヤ會社は既に述べた如く、かなりの資產が殘ることが豫想された譯であつて、これが何れに歸屬するかと云ふ問題なのであるが、これは勿論原則からいえば株主の間に分配せらるべきであるが、ロシヤ會社としての置かれた特殊事情によつて大體三つの場合、即ちその財產はソヴィエトに歸屬するか、或は會社株主に歸屬するか、或は財產所在地國の國家に歸屬するかと云ふ點が考慮されねばならないのである。

第一のソヴィエトに財産が歸屬するかどうかというのは勿論ソヴィエト國民たる株主の有する殘餘財產請求權をソヴィエト國家機關が代つて請求するかどうかの問題でなく、ソヴィエトが國有化法に基く所有權者として請求し得るか否かの問題である。

フランス……に於ては一九二八年三月五日の大審院審理部 (Chambre des Réquêtes) の判決があるが、これはロシヤ政府が直接にロビー會社に對して資產の引渡を請求した訴訟であるが、これに對する判決は、「フランスはソ連を承認したのであるが、ソ連の國有化法は在外資產に對して効力を生ずることもなく又會社資產に對するフランス債權者の地位を害することを得ない。被告たるロシヤ會社は清算についてはフランスに住所をもつてゐる」と述べ、ソ連の請求を斥けていいるのである。⁽¹⁾

アメリカ……に於ては承認前に於てはソヴィエトがアメリカ財產の回収のためにアメリカに於て訴を提起し得なかつたのであるが、承認後に於ては沒收法に基くソヴィエトの請求權が稍々異つた形で問題となつてゐる。それはアメリカのソ連承認は一九三三年十一月十三日のリトヴィノフ及びルーズベルトの外交文書交換によりなされているのであるが、その文書には「ソ連政府はアメリカ國民のロシヤ及びロシヤ國民に負う債務の總額が合衆國に對し讓渡歸屬せられることに異議を申立てないと共にソ連政府及びソ連國民が利害を有する財產・權利その他の利益に關しアメリカの裁判所によりなされたる或はなされるべき裁判に對し異議を申立てないことに同意する」ことが述べられてゐるのである。そこで合衆國は「北モスコー保険會社」の國內債權者に對する支拂が終了した後に、清算に當つていた保険監督官に對して殘餘財產の引渡を請求したのであるが、然し一九三四年十一月廿八日の District Court の判決によると、「財產沒收法は明らかに公序に反する。この沒收法はアメリカに所存する會社資產については何ら効力を及ぼさない。又ルーズベルト・リトヴィノフ文書によればアメリカ國民の

負うべき債務額のみが合衆國に譲渡せられたことを述べてゐるのであるが、ロシヤ會社によりなされている預金は何らアメリカ國民の債務でなく、それは控訴審に於て繰返し認められている如く、ニューヨーク裁判所の見解に於ては合法的に存在をもつ解散會社に歸屬するものである。受託銀行は解散會社に對する受託者であつてアメリカ合衆國はその資産について何らの權利を有しないのである」と述べて合衆國の請求を認めていないのである。⁽²⁾ 次に

イギリス……においては、清算については國內法が適用され、何らソヴィエト政府の請求は認められていない。ドイツ……に於てはこれらと逆の見解であつて、先に述べた一九三四年七月十一日の判決によると、ソ連の國有化布告は單なる國庫としての干渉でなく、主權者としての當然の行爲であるから、ソ連政府は債務については支拂の義務はあるが、在外資産についてはロシヤ會社の繼承者であるとしているのであるが、然しこれはイギリスのロシヤ支店取締役の請求に對する判決に現われている趣旨であるから、現實にドイツに所在した會社財産が何らかの形でソ連政府に引渡されたかといふ點は疑問のまゝ殘る。⁽³⁾

イスラエルについても一九二九年十月廿六日の連邦裁判例ではドイツと同様の見解をとつてゐるのであるが、然し既に述べたように後見監督所により財產管理せられている財產或は破産裁判所により管理された財產がソ連に引渡されたか否かはこれも疑問のまゝ殘つてゐる。⁽⁴⁾

六

次は殘餘財產に關する舊株主の分配請求權及び財產所在地國がこれに何らかの權利をもつてゐるかを併せてのべる。

ボーランド……に於ては一九二八年法第十七條によつて殘餘財産については清算委員會により株主に會社總株式に對する比例分によつて配分を受けたのであるが、然しソヴィエト株主についてはその權利が認められていない。更に第一八條によつて清算終了後十年間に株主の請求のない時は殘餘財産は國家に歸屬するものとせられてゐる。

中國……に於ては、國際的影響特にフランスの利害が大であるために債權債務の處理の後直ちには殘餘財産は分配されておらず、その後これが如何に處理されたかは不明である。中國自體は少くとも清算費用についてはすべての債權に優先して辨濟を受ける規定がある。

イギリス……に於ては株主權についても債權者と同様に契約理論によつてるので、株主の殘餘財産請求權は定期款即ち會社と株主との間の契約によつて發生するものであるが、かかる契約はロシヤ法によつて無効となるのであるから分配請求權は認められないとしている。次にイギリスに於てはその資產が國家に對して歸屬するかどうかといふ點については支店がある場合とない場合とが區別し得るのであるが、先づイギリスに支店が設けられておらず資產のみがある場合はイギリス裁判所は清算についての管轄をもたないのであり、又例えばフランスの事實會社の如きについてはフランス法に準據せずソヴィエト法に準據するであらうと考えられること、又清算人の請求についてもその屬地性を主張してその請求を認めないことになると考えられるから結局このよくな財産は無主の財産として王に歸屬することになる。(ロ) 次にイギリスに支店をもつものについては會社法第二九六條に「會社が解散した場合、解散に際し會社の所有するすべての資產及び權利は無主の財産と看做され、王庫に歸屬する」という規定があるのであるが、イギリス法上解散という場合は清算結了後會社が全く消滅することをいふので、フランスの場合の如く清算開始前に會社が通常の業務を終了する状態をいわないのであるが、ロシヤ會社

の場合はロシヤ會社の株主權はすぐて消滅したものとせられるのであるから、債權債務の處理後本來株主に分配せらるゝき資產は無主の財產として主に屬し得ると考へられるのである。これにつじては明白な判例はなく、たゞ一九三四年の *Russian English Bank v. Baring Brothers* 事件に於て若干みれてゐるのであるが、學說はこれを承認してゐる。

ドイツ……に於ても一九三〇年五月廿日の判決によると舊ロシヤ會社の株主權につき「舊株主は民事上の組合を形成し得るが、然し彼らはソヴィエトによりなされた政策により舊株主たる資格をもち得ない」としてかくの株主權を認めてしまふ。勿論自國は何らの權利を主張しない。

スイス……に於ては一九二九年十月廿六日の判決で「株主を嚴密な意味に於ては清算に參加し得る機能をもつ舊ロシヤ會社に對する權利保持者としてこれを認め得ない」として消極的に承認してゐるのであるが、然し實際に株主に分配された否かは明白でない。スイスでは一九二五年四月の判決では無主財產としてショネーヴに歸屬せしめ、同年七月の判決では相續拋棄の規定を類推してみて、之も無主物とする考え方が有力であるが、後には、今述べたようにその態度が變つてゐるといふを得る。

アメリカ……に於てはソヴィエト株主をも含めた全株主の權利を認めてしまふのや、一九二五年の *Andre v. Beha* 事件に於ては「債務支拂後の資產はソヴィエト株主たると看做され、株主に歸屬する」と述べてしまふのである。たゞ特に保険會社について、株主名簿がアメリカに存在しないような場合は、保険監督官は取締役に對して殘餘財產を引渡すべきではなく、アメリカのソ連承認の時或はソ連がその本國に於て財產分配を行うことを認める時機迄、保険監督官が管理すべきではないかということが問題となつてゐるのであるが一九三一年のニューヨーク控訴院判決では、會社の内部的な業務についてはもやはりアメリカの行政機關は介入すべきでなくロシヤ法に基き選

任せられた取締役自體によつてこれを行わしめるべきであるとするのであつて、たゞ取締役が定足數を割る場合は擔保を提供すべきであるとしたのである。

フランス……に於ては株主權の効力は契約即ち定款に基くものであるが、これもロシヤ法を排斥するのであるから否認せらねば、又株主權については債權者について平等に取扱つた以上當然に内外株主は區別せるべきでなく考へらねる。然しひテフランスに於ては後に申出る株主の保護のためにロシヤ國有化以後三十年間の間、資產は供託所 (Caisse des Dépôts et Consignation) に於て保管せらねるに至つて居り、正確な分配額が決定され得なかつたのであるが、少くとも額面額を拂ふ戻すべきであるとせらねじる。然しひテ三十年後即ち一九四七年に請求のなかつた部分について再配分せらねんとなるのであるが、然しこれが再配分せられるかどうか疑問があるので、この再分配せらねる部分については民法五二九條により無主物として國庫に歸屬するのではなくとかどう問題があり更に一九二〇年六月廿五日法により、會社の株式、發起人持分、債務その他の動産は三十年の時効により、又預金は三十年運用又は請求せられなじむ時は國庫に歸屬するといふ法があるためにこれの適用をうけるのではなくともう問題があるのである。これが實際に適用されたかのその解決については資料を入手し得てゐる。

(1) Aix, 23 decembre 1925, Req., 5 mars 1928.

(2) District C. E. U., Nov. 28, 1934. N. Y. Sup. C. App. Div. Dec. 28, 1928.

(3) Reichsgericht, 11 juillet 1934.

(4) Trib. fed., 26 octobre 1929.

(15) Andre v. Beha, 211 App. Div. 380.

(16) Perret, ibid. p. 171.

	國有化法の効力	清算の準據法	清算人の選任	裁判管轄	債権者の待遇	ソ連の権利	株主権	所在國の 権利
イギリス	肯定し解散を認め るが、沒收につい ては排斥する。	イギリス會社法 (1929) の338條及 び163乃至224條	「裁判所の命令に よる清算」が行わ ね、裁判所の選任 する管財官又は清 算人による。	自國に於て 營業所ある とき。	國籍により區 別せず、その 効力について は履行地法に よる。	否 認	否 認	清算結了 後は資産に歸 屬する。
アメリカ	否定し、合法會社 として存續を認め る。	一般會社について はロシヤ法 (1835 帝國法典) 保険會社について は1909年ニューヨ ーク保険法による	任意清算の形式に より通常は取締役 が行う。 保険監督官が清算 業務を行う、財產 分配は取締役によ る。	自國に資產 あるとき。	ロシヤその他 外國債権者を 差別せず。 同上、但し19 26年訴訟手續 停止法參照。	肯 定	肯 定	司法的に は認められず、
フランス	支店なきものにつ いては清算のため にのみ會社存續を 認める。 支店あるものにつ いては事實會社と して取扱う。	資產所在地法たる フランス法	任意清算の形式に より通常は取締役 が行う。 選任による清算人	自國に資產 ないが、 事實上國別 債権者を優先せ しめる。	否 認	否 認	肯 定	
ドイツ	肯定し存續を認め ない。	國有化法	ソ連政府をして行 わしめる。	ソ連をして清 算を行わしめ るが、債務は免除さ れない。	肯 定	否 定	主張せず	
スイス	適用し存續を認め ない。	スイス民法 § 393 又は § 593。	後見監督所の財產 管理人、又は破產 裁判所の管財人	後に於てはソ 連を清算會社とし て認める如し	初期に於 ては無主物と して歸属する。			

支那の清算と課税 [特集]

六八

ポーランド	肯定(立法により)	1928年3月22日の特別法による清算に資産あるとき	人	国内債権者の ソヴィエト株主は を認める。	否	認	ソヴィエト株主は 認めない、歸屬	請求権な く株主権
中國	肯定(立法により)	1926年9月30日法及び同年10月17日施行細則	特別法による清算に資産あるとき	自國に支店あるとき	國籍の如何を問はず中國營業所に對する債權者のみ	否	認	殘餘財產分配を行わず。
エチオピト	否	定						
イタリー	肯定するが事實會社の觀念を採用す							
ルーマニヤ	否	定						
ベルギー	否	定	自國に主たる営業所あるときのみ					